

○厚生労働省令第四十二号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第九条第二項第二号及び第二十五条第一項の規定に基づき、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子

附 則

この省令は、公布の日から施行する。